

富山市管理不全空家等の判断基準

(目的)

第1条 この基準は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に規定する管理不全空家等の判断基準について必要な事項を定めるものとする。

(判断基準)

第2条 管理不全空家等とは、法第13条第1項において、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば、以下の状態に該当することとなるおそれのある状態にあると認められるものとする。

- I. そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- II. そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- III. 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損うおそれのある状態
- IV. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切となるおそれのある状態

2 空家等が前項の状態に該当することとなるおそれがあるか否かの基準は、別表に定めるとおりとする。

3 管理不全空家等に対する措置を講ずるに際しては、以下の事項を勘案し総合的に判断を行うものとする。

- (1) 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か
- (2) 悪影響の程度と危険等の切迫性

(その他)

第3条 この基準に定めるもののほか、管理不全空家等の判断に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。